

美咲町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年2月策定

平成31年2月改定

美咲町通学路交通安全対策推進会議

美咲町通学路交通安全対策プログラム

目 次

- 1 プログラム策定の目的
- 2 美咲町通学路交通安全対策推進会議の設置
- 3 美咲町通学路交通安全対策プログラムの指針
 - ◇通学路危険箇所等の整備フロー
 - ◇推進会議 年間事業計画
 - ◇緊急時危機管理マニュアル
- 4 箇所図、箇所一覧表の公表

1. プログラムの目的

通学路の安全対策については平成30年1月、岡山県赤磐市内の通学路で児童10人が死傷する痛ましい交通事故の発生に伴い、関係機関・関係団体等が協力して美咲町内の危険個所の整備等について、緊急かつ集中的な交通事故防止対策を改めて確認し、実施しているところであります。

しかしながら、全国の通学路で児童等を巻き込む事故が相次ぎ、子供たちへの安全・安心の取り組みは大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省、文部科学省、警察庁が通学路の交通安全対策や防犯対策、通学路の安全点検等の実施について全国的に推進しており、美咲町においても平成27年2月に実施した対策を継続して講じることとし、各小中学校の通学路において関係機関と互いに連携してハード面・ソフト面及び地域ぐるみを組みあわせた「美咲町通学路交通安全対策プログラム」を実施し、児童・生徒の安全確保を図っていく目的であります。

2. 通学路交通安全対策推進会議の設置

「美咲町通学路交通安全対策プログラム」に沿って美咲町児童生徒等の通学路交通安全を実施するため、美咲町通学路交通安全対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

推進会議は、下記の名簿のとおりとし、美咲町道路関係、教育委員会、交通関係の3者が本プログラムの実行関係機関として運用することとし、必要に応じて他の関係機関及びその他団体等と連携して本プログラムの連携を図ります。

- | | |
|------------------|-----------|
| ・美咲町教育委員会 | 通学路 |
| ・美咲町建設課（支所産業建設課） | 道路の新設・改修 |
| ・美咲町情報交通課 | 交通安全 |
| ・岡山県美作県民局建設部 | 県道の改修・維持 |
| ・国土交通省岡山国道事務所 | 国道の改修・維持 |
| ・美咲警察署 | 交通規制・防犯対策 |
| ・美咲町立小中学校校長会 | 交通安全指導等 |
| ・美咲町PTA連合会 | 登下校の見守り等 |

3. 美咲町通学路交通安全対策プログラムの指針

(1) 基本的な考え方 継続的に通学路の安全を確保するため、緊急
合同点検後も合同点検を継続するとともに、交通安全対策に加
えて、不審者等から児童等を守る防犯の観点からも策定し、次の
各項目を指針としてプログラムを実行します。

ア. 通学路危険箇所整備等の要望及び情報収集

- ・学校関係、地元関係、災害等による危険箇所等の情報を収集する。

イ. 危険箇所等調書の作成、検討

- ・アの情報に基づき、毎年危険箇所等の調書を作成し、現地調査、整備等
を検討する。

ウ. 整備、完結

- ・イにより決定した内容に基づき整備等を実施し、完了後の点検等により
当該年度を完結する。

エ. 対策

- ・対策は、ハード対策及びソフト面の両面から対策を講じる。

◇ハード対策

- ・道路等通学路の補修及び整備等
- ・路面標示、警戒標識、防護柵、路肩整備等

◇ソフト対策

- ・登下校時の見守り活動等の推進
- ・注意喚起等の表示板の取付け
- ・交通規制、交通安全教育

- ◇通学路危険箇所等の整備フロー
- ◇推進会議 年間事業計画
- ◇緊急時危機管理マニュアル

(2) 定期的な合同点検

■合同点検の実施時期等

- ・5年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

■合同点検の体制

- ・小学校・中学校ごとに、学校、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために地区ごとの「対策一覧表」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表